

日本重症心身障害学会・施行細則

(会費)

第1条 本会の年会費は、5,000円とする。

(評議員の選出)

第2条

1. 評議員の就任条件を以下のように定める。
 - 1) 本会加入歴5年以上
 - 2) 直近5年間で3回以上の学術集会参加
2. 評議員の定数は、会員数40～50名に1名の割合とする。
3. 評議員の選出にあたっては、学会への貢献、地区別分布、職種等を勘案するものとする。
4. 評議員は、評議員会に続けて3回以上欠席の場合は、その資格を失う。ただし、再任は可能とする。
5. 評議員は、会員の自薦または他薦をもとに、理事会で選任する。
(※旧評議員は、新評議員の選任をもってその資格を失う)。

(理事および監事の選出)

第3条

1. 理事の定数は、13名(理事12名+庶務担当理事)とする。
2. 理事は、評議員の自薦または他薦により、評議員会が選任する。
3. 理事の互選により、理事長を選出する。
4. 監事は、評議員の中から2名、理事会が推薦する。

(※ 新会則および施行細則に基づいて新理事が選出された後は、現理事会は解散する。

(※新理事選任のための選挙管理を含む新理事選考委員会を、現理事を中心に設置する)。

(役員の新任)

第4条

1. 役員の新任については、再任応諾の本人確認を行い、欠員となれば評議員、理事、監事の選出規定に則り補足し選任する。

付則

本細則は令和元年9月21日議決成立、ただし施行は3年間の経過措置とする。